

各 位

「墨田区基準点及び境界点管理要領」

基準点及び境界点の復元手続きについて

目 的

「墨田区基準点及び境界点管理要領」は、区が所有し、又は管理している各種図面（土地境界図、道路区域図、細街路拡幅整備事業に伴う成果図、予定線図等）に表示されている基準点（地籍図根三角点、地籍図根多角点、多角点等）及び境界点（区石標、都石標、区鋸、安全快適鋸、中心点、道界プレート等）の保全に関して、必要な事項を定めています。この要領に基づき、工事届出書等の提出要領を以下に示しましたので、御理解のほどよろしく申し上げます。

作業方法について

1 工事施工届出書（第三条）

添付図書は、案内図のみでも可とします。案内図は施工範囲をカラーで表したもの（インターネットで取得した地図に施工範囲を表示も可）でお願いします。

この案内図を参考に、施工範囲に係る、区が所有し、又は管理している基準点や境界に関する資料（座標値）を届出者に提供します。資料の提供まで、概ね一週間～10日を要します。（ ）

2 境界確認測量（工事前）報告書（第四条）

提供資料に基づいた測量成果を提出願います。この時に、基準点や境界点の有無、点間距離や角度等の状況をご報告いただき、復元方法についての協議をさせていただきます。

3 境界確認測量（工事後）報告書（第五条）

協議した復元方法に基づいた測量成果を提出いただいた際、精査させていただきます。精査の結果、問題がある場合は再測量をお願いします。問題がない場合は、成果を受取り、完了となります。

FAX で工事施工届出書（仮）を送付いただければ、一週間～10日後に資料を提供できるよう準備し、その後窓口で、工事施工届出書（本書）と引き換えに、準備した資料をお渡しすることが可能です。

（ 担 当 ）

墨田区都市整備部土木管理課土木管理担当

電話 03-5608-6280

FAX 03-5608-6410